

PFUの知的財産活動のご紹介

PFUの知的財産活動は、PFU企業行動指針に基づきPFUグループの事業競争力を強化しビジネスの自由度を確保するために、事業部門の知的財産活動を知的財産部門が支援する形で行っています。それらの具体的な活動を紹介します。

1 知的財産活動方針について

PFUではPFU企業行動指針をベースとした経営活動を推進しています^{参1)}。PFU企業行動指針の「行動の規範」の一つに「知的財産を保護します：私たちは、知的財産について法的な保護を受けられるよう、特許権、著作権、商標権などの権利をきちんと取得し、企業収益を向上させていくよう心がけます。また、他社の知的財産権（以降、知財権）についても尊重し、取扱いには十分注意します。」と明記しています。PFUの知的財産活動はこの指針に基づきPFUグループの事業競争力を強化しビジネスの自由度を確保するために、「安心ビジネス」「豊かな創造力」「強い技術」への貢献を活動の方針としています。

2 知的財産活動について

PFUの知的財産活動は、事業部門の知的財産活動である「発掘・出願」「管理」「契約・ライセンス」「調査・分析」「啓発・教育」を知的財産部門（以降、知財部門）が支援する形で行っています。それらの具体的な活動を紹介します。

2.1 発掘・出願

開発やビジネスを進める間には多くの知的財産が生まれます。これらの知的財産を確実に認識し、権利化の必要性を判断しています。権利化が必要と判断した場合には、競争力のある権利の獲得を目指した活動を行います。

2.1.1 技術まとめ会

発明の発掘で最も注力している活動が「技術まとめ会」です。これは開発初期やビジネスアイデアが出た時点で、発明者と知財部門に社外弁理士を加えて、テーマを設定し、アイデアの練り上げ、応用展開を検討しながら出願すべき内容に仕上げしていく活動です。2年前から取り組んでいますが、弁理士との信頼関係が強化され、活動が社内に浸透してきており、技術まとめ会

の開催数の増加、強い技術の出願につながっています。

2.1.2 意匠への取組

従来、PFUの意匠出願は販売する製品の意匠を中心に出願し、権利化していました。しかしPFU製品の類似品が販売されたときにPFUの意匠権では権利行使ができなかったため、意匠出願を見直しました。具体的には権利での保護が必要と判断した製品の意匠については、販売する製品の意匠に加えて、複数のバリエーションの意匠や部分意匠を出願しています。また外国への出願も各国制度を理解し、効果的な意匠出願を目指しています。

2.1.3 商標への取組

ビジネスのグローバル化に合わせて、PFUでは多数の国で商標出願、登録を行っています。商品名やサービス名を決める場合には、国内外の他社商標を調査し、問題のない商標を採用しています。商品名のブランド力向上のために共通商標の採用や、PFUの登録商標に類似する他社商標を発見した場合の対応を行っています。

2.2 管理

PFUが国内外で出願した特許、意匠、商標の管理に加えて、公開すべきでない技術やノウハウとして管理しています。特許やノウハウの価値を評価するために、今年度より共通の評価項目を設けて発明時から定期的に事業部門と知財部門による評価を実施しています。今後は評価結果を権利の維持判断等に利用することを検討しています。

知財リスク管理として、新製品の開発の各段階で知財権の調査を行うとともに、特許調査等で発見した第三者の権利に対しては、事業部門と知財部門が連携して権利内容を確認し、他社権利を回避した知財権上の問題のない製品を開発できるよう対応を行っています。また製品発表や展示会等で公表する際には、事前に知財権上の確認項目をチェックし、対応が必要な場合は対応を行い、問題のないことを確認したうえで公表を許可する体制をとっています。

2.3 契約・ライセンス

PFU ビジネスの拡大に合わせて、他社技術の導入、他社との共同開発、委託開発等も増加しています。その際に他社との間で秘密情報や知財権が適切に取り扱われるように契約しているかを確認しています。他社と連携する場合には、事前に自社の知財権を確保して無用なトラブルを避けるようにしています。また知的財産を調査することで連携先を見極める等、ビジネス機会の獲得につながるような支援も検討しています。

世界的に知的財産の係争が増加しています。PFU では特許係争や知財権のライセンス処理に対して、知財部門を中心に関係する部門が弁護士や弁理士とも連携し、必要に応じてPFUの主張を行い、適切に対応しています。

またオープン化の流れからPFUでも開発においてフリーソフトを利用するケースが増加しています。フリーソフトを利用することは不可欠となっていますので、適切な利用が求められます。PFUでは利用するフリーソフトのライセンス条件や知財リスクの有無を知財部門で確認し、利用する際のリスク判断やリスク低減の指導を行っています。これらの判断資料をデータベース化して、リスク判断の効率化、精度向上を進めています。

2.4 調査・分析

製品開発においては、他社特許を調査し、権利侵害のない製品を開発することが必要です。PFUでは開発製品に含まれる技術に関して、特許調査を行い技術動向の確認や他社権利との関連性の判断をしています。特許調査は開発者自身が行えるよう、特許検索ツールを提供し、その教育も行っています。重要な案件や緊急案件については知財部門の特許調査スキルの高い担当者が、調査し判断資料を提供しています。

知財部門が行う特許調査は、単なる検索ではなく抽出した特許の内容を確認し、必要に応じて特許マップを作成した特許分析として提供しており、製品開発を支援する有効な資料として利用されています。

2.5 啓発・教育

2.5.1 知財教育

知財教育方針として「PFUグループにおける知的財産の一層の活用と事業価値の高い知的財産の創出・育成、および知的財産リスクの理解・対応を実現する知財人財の育成」を掲げ、社内での階層別教育と一般教育を行っています。

階層別教育では、新入社員向けには身近なものを例にして、知財権がどのようなものかを説明し、社員として

何をする必要があるのか、何をしてはいけないのか等を教育しています。中堅社員向けには開発に関連した知的財産知識として発明の抽出方法や知的財産リスク等を教育しています。幹部社員向けにも知的財産リスクマネジメントを中心とした教育を行い、ビジネス上の知的財産対応を教育しています。

一般教育ではテーマを定めた教育を行っています。具体例として「特許調査教育」「発明発掘教育」等があります。特許調査教育では、社内でも利用できる特許検索ツールの使い方を中心に、特許調査の進め方や特許侵害の判断方法等を教育しています。発明発掘教育では具体的なものを題材に発明を抽出する方法を教育しています。

いずれの教育も座学だけではなく、演習を多く行い、グループ討議等を行うことで受講者の興味を引き、理解度の向上を図っています。

また知財教育では知財部門の担当者が講師を行うため、担当者自身の理解を深めることや説明力の向上につながっています。

2.5.2 表彰、補償

知的財産に関連する表彰、補償を社内制度化しています。補償では特許出願補償、登録補償に加えて、自社製品に活用された場合の実績補償、ライセンス収入が得られた場合のライセンス補償を職務発明規定に沿って制度化しています。また啓発活動の一環として、実績補償は売上に連動して補償額が決まる等、補償内容の見直しも行っています。表彰では、年度単位で出願された案件から評価の高い発明を優秀発明として表彰するほか、知的財産活動に貢献した個人やグループも表彰しています。

3 今後の取り組み

PFUの製品はイメージスキャナを中心に海外に広く販売されています。また海外関係会社为主体となって製品の企画や開発に取り組むケースが増えてきています。加えて海外の開発パートナーも増えてきています。このため知財権の調査や権利取得等の知的財産活動もグローバルな体制が必要となっています。2010年度から海外の特許事務所と顔が見える関係を構築し始めました。これにより知的財産活動のスピードアップを図り、「安心ビジネス」「豊かな創造力」「強い技術」のグローバルでの実現を目指し、お客様がこれまで以上に安心してPFUの製品をお使いいただけるよう取り組んでいきます。

参考文献

参1) PFU 企業行動指針

<http://www.pfu.fujitsu.com/about/philosophy/>